知財総合支援窓口

窓口支援担当者

- 窓口での相談・支援・課題解決
- 企業訪問による相談・支援・課題解決

窓口相談も 専門家相談も 無料です!

専門的課題解決



知財以外の課題

専門家相談

□会場:知財総合支援窓口(一般社団法人福島県発明協会) ・弁理士(原則 第2.4水曜日)、弁護士(原則 第3木曜日) 【臨時窓口相談】

□会場:福島県商工会連合会 中通り広域指導センター(須賀川)

· 弁理十(原則 第1月曜日)

□会場: (一社) 産業サポート白河 · 弁理士 (原則 偶数月第3金曜日)

□会場:(公社)いわき産学官ネットワーク協会

· 弁理士 (原則 第4金曜日)、弁護士 (原則 奇数月第3金曜日)

【専門家派遣相談: 随時】

弁理士・弁護士・中小企業診断士

ブランド、デザイン専門家、海外知財プロデューサー など

県内専門機関との連携

連携する支援機関

■ 福島イノベーション・コースト構想推進機構

- 福島再生可能エネルギー研究所
- 福島県ハイテクプラザ
- ■福島県よろず支援拠点
- ふくしま医療機器産業推進機構 福島県中小企業団体中央会
- ■福島県産業振興センター
- 郡山地域テクノポリス推進機構 ■ いわき産学官ネットワーク協会

■ ジェトロ福島

福島相双復興推進機構

- ふくしま新産業創造推進協議会
- 産業サポート白河
- ゆめサポート南相馬
- 商工会議所・商工会
- 大学、金融機関
- 中小企業基盤整備機構 東北本部
- ■日本弁理士会、など



kanazawa-nobuto@fukushima-i.org 知的財産について、分かり易く 丁寧な説明を心掛けております



suzuki-masaru@fukushima-i.org 1級知的財産管理技能十 ビジネスにつながる支援を心がけています



kirvu-masato@fukushima-i.org , 製造工程、保有技術を見直し.



ta iima-takahiro@fukushima-i.org 、 丁寧な対応で相談者様が抱える 様々な課題の解決を支援します



kuwana-shizuko@fukushima-i.org 知財を涌して皆様の事業活動の 一助となれるよう、ご支援いたします

2022

アクセス



責任ある木質資源を 使用した紙



この印刷物は、FSC®認証紙と、環境にやさしい植物油インキを

INPIT福島県知財総合支援窓口

所在地 郡山市待池台 1-12 福島県ハイテクプラザ 2F

TEL 024-963-0242 FAX 024-963-0264

URL https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/fukushima/

8:30~17:15 毎週月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)

バ ス:郡山駅から約45分(720円)

タクシー: 郡山駅から約20分(約3,500円)

一般社団法人福島県発明協会

(ふくしま知財戦略支援センター)

中小企業のみなさまへ

INPIT 福島県 知財総合支援窓口



知財総合支援窓口とは・・・

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱えるアイデ ア段階から事業展開まで、知的財産の活用に関す る相談や支援を、無料で行う窓口です。

来訪、電話、FAX、メール、WEB で相談いた します。

訪問

窓口担当者が企業等へ訪問して相談いたします。

■ 臨時窓口 県内支援機関等の施設を借用し相談いたします。

知財総合支援窓口では・・・

- ・窓口担当者が中心に相談・支援を行います。
- ・知財専門家 (弁理士・弁護士) と協働で相談・支 援を行います。
- ・支援機関と連携(協力)して相談・支援を行います。

▶▶ 相談支援の一例 ▶▶

- 制度概要の説明 営業秘密管理
- 先行技術調査
 - 権利活用・実施許諾・契約
- 特許情報活用
- 登録要件の助言 侵害対応
- 出願手続き方法 中小企業支援策の紹介
- ブランド展開



お気軽にご相談ください





INPIT 知財総合支援窓口

知財のことならご相談ください (相談・支援は無料です)









[FAX] 024-963-0264

[URL] http://www.fukushima-i.org

【住所】〒963-0215

郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2F 【開設時間】8:30~17:15





令和4年度 知財総合支援窓口運営業務(独)工業所有権情報·研修館

知的財産権とは・・・

知的財産とは、人が頭の中で考えた創造物で、(例えば、経験や知識から生み出されたアイデアやノウハウなど)物や土地の ように有形の財産でなく、形の存在しない「無体財産」の総称です。

知的財産が権利として法的根拠を得たものが「知的財産権」です。代表的なものを以下に示します。

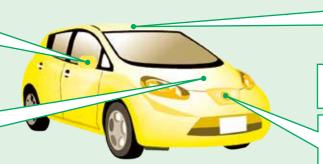
産業財産権 (特許庁所管)

	【保護対象】	【要件】	【権利期間】
特許権	「発明」を保護 新しいアイデアに与えられる権利 発明には物と方法の2つがある	①産業上利用できる発明 ②新規性・進歩性のある発明	出願から20年 (一部25年に延長)
実用新案権	物品の形状等の考案を保護 発明ほど高度なものでなく、小発明と呼ばれ るものに与えられる権利	①物品の形状、構造、組合せによる考案 ②産業上利用できる考案 ③新規性、進歩性のある考案	出願から10年
意匠権	物品のデザインを保護 物品の形状、模様など斬新なデザインに対 して与えられる権利	①物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらが結合 した意匠 ②美感を起こさせる意匠 ③工業上の利用性、新規性、創作非容易性のある意匠	出願から25年
商標権	商品・サービスに使用するマークを保護 自分が取扱う商品またはサービス(役務) と他人が取扱うサービス(役務)を区別する ためのマークに与えられる権利	①文字、図形、記号、立体的形状 ②商品またはサービスに使用するもの ③識別力を持つもの ④特に他人の登録商標と同一または類似でないもの ⑤音、色彩、ホログラム、動き、位置	登録から10年 ※10年毎に更新が可能 で、更新を継続する ことにより半永久の 権利となる

例えば、自動車は多数の産業財産権等で守られている!

バックミラーの構造などは [実用新案権]で保護

省燃費エンジン構造、蓄電 地の構成、電子制御などの 技術的特徴は[特許権]で保護



車のデザインなどは [意匠権]で保護

ホームページやカタロ グは[著作権]で保護

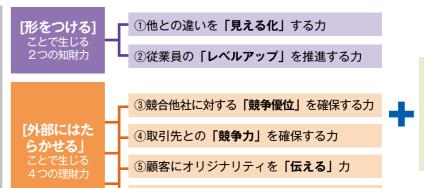
車名、ロゴマークなど は[商標権]で保護

著作	乍権	文芸、学術、美術、音楽、プログラム等 の精神的世界を保護	何らかの方法などを必要とせず、創作と同時に発生する (著作権に関連する実名、創作日等の登録は可能)	死後70年 (法人は公表後70年、映 画は公表後70年)
	配置 月権	半導体の集積回路の回路配置の利用を保護 (独自に開発された半導体チップの回路配置)	申請し、登録により発生する	登録の日から10年
育成:	者権 苗法)	植物の新品種を保護	品種登録など	品種登録の日から25年 (樹木30年)
防山	競争 上法 ^{等表示•} 必密)	ノウハウや顧客リストの盗用など不正 競争行為を規制 [以下の不正競争行為を規制] ■混同惹起行為 ■著名表示冒用行為 ■形態模倣行為(販売から3年) ■ドメイン名の不正取得等 ■誤認惹起行為	技術上の秘密など	登録を必要としない (形態により要件がある)

6つの知財力 ▶▶ 自社はどのパターンを適用しどう活用するか… ▶▶ NEXT page

6つの知財力とは・・・・▶▶ プラス 経営デザインシート

- 知的財産権の取得や、ノウハウのマニュア ル化等により「形をつける」ことで、法律 による保護の対象となり、工夫や努力の成 果が明確になると同時に、従業員のモチ ベーションアップにもつながります。
- 排他的効力を得た後に「外部にはたらかせ る」4つの知財力は、競合他社やパート ナーなどのヨコの関係や、取引先や顧客な どのタテの関係にも効力を発揮し、主体性 のある交渉や仲間づくりにも生かされま す.
- 更に、経営デザインシートで、顧客等に提 供する価値を検討し、ニーズへ応える。



[経営デザイン シート]の活用 (将来構想を 実現するため に提供する価 値の検討)

▶▶▶支援事例▶▶▶

家族への想いを創る小学生社長への支援 DD株式会社想いを創る(2021年) 特許 商標 契約・法務

┗ ⑥パートナーとの関係を「**つなぐ**」力





相談のきっかけ

当時小学3年生だった相談者は、お母さんが毎日洗濯物を干す姿を見て、簡単に干せて早 く乾かせる道具を作りたいと考え、夏休みの宿題で「物干し補助具 | を製作しました。その 後、地方紙で連載している知財コラムを読んで特許に興味を持ったことから、家族で窓口を 訪問されました。

支援の概要

まず知財制度を理解いただいた後、専門家(弁理士)相談を活用して「物干し補助具」の特 許及び意匠権の取得支援及び同社社名の商標登録支援を行いました。その後、商品化支援 の要望も受け、特許庁の「福島知財活用プロジェクト」事業の活用を提案。

同事業において大手100円ショップの「キャンドゥ」を紹介いただき、商品化にあたり同社 と特許権のライセンス契約を結ぶことになったため、専門家(弁護士)を活用し特許権のラ イセンス契約の支援を行いました。

支援の成果

特許権、意匠権、同社名の商標権(特許登録第6354011号、意匠登録第1607634号、 商標登録第6240980号)を取得した後、キャンドゥと特許権のライセンス契約を結び、 2021年2月から全国の店舗で商品の販売が開始されました。商品販売後は、小学生が特許 を取得した商品として多くのメディアに取り上げられ、県内の店舗では特設コーナーが設け られるなど話題となりました。

商品化した「物干し補助具」



▷体験レポート

シート型の本体を円筒状に組み、物干 し竿に通します。その上にタオルなど を掛けて干すと、円筒状の本体が空 間を形成して乾きが早くなりました。

吟醸香の高い日本酒の海外ブランド化推進 ▷▷合同会社ねっか(2022年)





特許 商標 海外展開

相談のきっかけ

輸出する日本酒にも吟醸香が高く、現地到着後も劣化の少ない製法を研究される中で、製 法を保護する方法について公設試から紹介により、INPIT福島県知財総合支援窓口に相談 がありました。併せて、商品の名称の保護方法についても相談があったことから支援が始ま りました。

支援の概要

日本酒製法の特許権取得については、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター による、酵母の選択や配合比率等の専門的な知識と技術支援を受けると共に、派遣専門家 (弁理士)を活用した支援を実施しました(特許第7128561号)。

経営者の想いが込められた「雪龍」及び「流觴」(りゅうしょう)の名称については、国内 商標権取得の支援を実施し、今後は国際登録を目指します(登録第6489901号、登録第 6522661号)。

支援の成果

海外向け商品の焼酎群の中に日本酒が加わることで、商品ラインナップへの名称の保護 と、顧客を引き付ける香と味のバランスへの製法の保護など、海外におけるブランド化への 一助と販売増に対して、限られた時間の中で知財活用への貢献を果たすことにつながりまし

2021年醸造した日本酒1.500本は、全て香港への輸出が完了しています。

輸出専用の「日本酒」



▷体験レポート

輸出専用なので、試飲はできません でした。残~念!

ねっかの吟醸香は受け継がれてい ます。